

## 第6回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の概要公表並びに拡散防止措置について調査審議
  
- 審査会における主な意見等
  - ・ 正当な法的地位に基づき日本に在留する本邦外出身者に対する不当な差別的言動は、正当な権利を認めないという人権侵害の主張にもなることを踏まえた対応が必要である。
  - ・ デモ等の主催者とその他の参加者による言動、ヘイトスピーチに該当する言動と該当しないものなど、混在が顕著な事案があることにも留意しつつ判断を行う必要がある。
  - ・ 参加者の発言であることを判断するのは困難な場合があるとしても、デモ等の主催者の発言であるかどうかは判断可能な場合が多いと思料される。
  - ・ マイクを使った発言は「公然と」行っていると言える。
  
- 事務連絡ほか